

【将来改正の可能性】非上場株式の評価方法見直しについて 1/2

2024年の決算検査報告で会計検査院から非上場株式の評価方法について指摘が入り、**国税庁に対して評価制度の見直しを検討するよう所見を述べました。過去の例からも早期で課税強化が見込まれます。**

指摘の概要・過去の税制改正

【指摘の背景・目的】

「類似業種比準方式」は改正により評価額が下落傾向にある一方、「配当還元方式」は長年大きな改正が無かった。そのため、現在の評価額が**有効・公平**であるかを検証する為、検査が行われた。

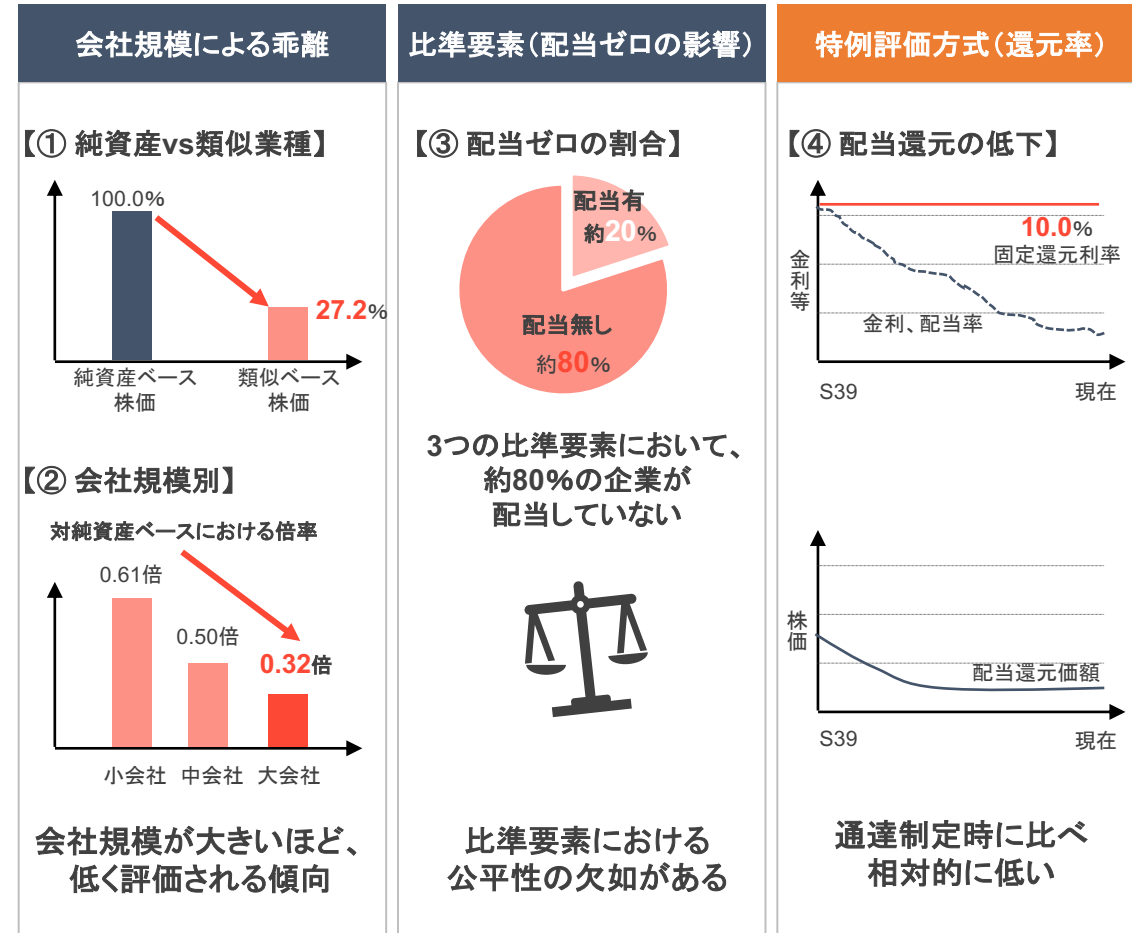
【会計検査院とは】

内閣から独立した憲法上の機関である。国や法律で定められた機関の会計を検査し、税金の使い道や経理が適正に管理・運用されているかを監督する役割を担う。

※本資料は記事投稿時点(2026年4月15日)の法令・情報に基づき作成されたものです。

内容	指摘年	改正年
小規模宅地等の特例における対象者の範囲の見直し	2016年	2018年
相続税取得費加算の特例	2012年	2014年
簡易課税制度の適用範囲の見直し	2012年	2014年
完全子法人株式等に係る配当等の額に対する源泉徴収	2019年	2022年
海外中古建物の簡便償却見直し	2016年	2021年
住宅ローン控除の控除率見直し	2018年	2023年
中小企業者に適用される特別措置適用範囲の見直し	2010年	2017年
国外居住親族に係る扶養控除の対象者の見直し	2013年	2019年

4つの指摘のポイント



**「公平性が無く不適切と評価」
早期の改正を示唆
※最短、今年の大綱掲載も有り得る**

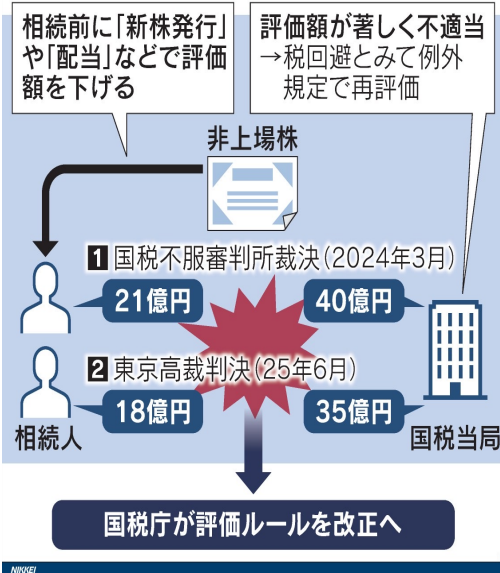
【将来改正の可能性】非上場株式の評価方法見直しについて 2/2

ミカタ税理士法人では、評価方法の変更有無に関わらず、オーナー経営者のミカタとなり、効果的な事業承継対策を提案させていただきます。

新聞報道：日経新聞(2026年4月14日)

見直しに備えた対応策

非上場株の評価額を巡る対立が生じている



国税庁が非上場株の評価方法を見直す方針だ。～中略～

一部で**相続税の負担が増す可能性**がある。

有識者を集めた検討会を4月中に設置する。年内に議論を進め、**2027年度税制改正で調整する。**～中略～

近年の実情を踏まえると**規模の大きな企業の株式は評価額が上がる方向**で議論が進むとみられる。企業が生み出す利益をもとにした評価方法などを参考にすることがある。

出典：
日本経済新聞電子版2026年4月14日

想定される影響

【予想される変更の内容】

1. 類似業種比準価額

- ・比準割合・比準要素の見直し(配当の割合減少等)
- ・会社規模基準の見直し(会社規模が大きくなりづらい)
- ・利益の判定基準見直し(強制的に平均利益による判定等)

2. 配当還元価額

- ・還元率10%の見直し
- ⇒予想される変更内容としては、いずれにせよ課税強化になるものと想定されます。

【見直しに備えた対応策】

1. 時間軸

- ・現状の評価方法が適用される間に検討 & 対応する
- ・改正後も恐らく定期的な改正により増税の可能性高い
⇒**一日も早い着手を行う。**

2. 手法

A: 株価対策の観点

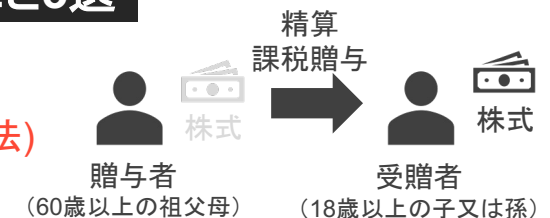
- ・株価上昇抑制効果のあるホールディングス体制(HD化)
- ・**利益の引下げ(設備投資即時償却、オペレーティングリース、不良債権の貸倒、含み損資産の損失実現等)**
- ・純資産引下げ対策 不動産の取得

B: コストを抑えて承継する方法

- ・**相続時精算課税制度の活用**
- ・暦年贈与 etc

2026年中に対応すべきこと3選

- ① 一日も早い着手
- ② 株価対策の実施(上記手法)
- ③ 相続時精算課税贈与



事業承継対策のプロフェッショナルである
ミカタグループにぜひお任せください！